

東工大ナノ構造造形支援事業設備利用約款

(適用範囲)

第1条 国立大学法人東京工業大学(以下「本学」という。)が行う東工大ナノ構造造形支援事業(以下「本事業」という。)において東工大ナノ構造造形支援事業に登録している施設及び設備(以下「登録設備等」という。)を、科学技術に関する研究開発を行う産学官の研究者である利用者(以下「利用者」という。)への共用に供する場合に適用する。利用者は、登録設備等の利用に際して本約款を遵守する義務を負い、本約款に同意したものとみなす。なお、文部科学省の委託を受けたマテリアル先端リサーチインフラ事業の一部として行う設備利用については、「マテリアル先端リサーチインフラ事業に基づく東工大ナノ構造造形支援事業設備利用約款」に基づくものとする。

(定義)

第2条 この約款において、「利用」とは利用者が利用申請の目的の範囲で、登録設備等において試料等の加工、観測その他の処理を自らが行うこと、又は本学教職員(本学と研究に係る雇用関係にある学生を含む。以下同じ。)がその利用を代行することをいう。

2 この約款において「秘密情報」とは、大学又は利用者が相手方に開示した技術情報、自己の事業又は運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録(複製されたものも含む)及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定のうち秘密である旨通知されたものの総称をいう。ただし、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれない。

- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できるもの

3 この約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発明等 本作製・観察の過程において、又は本作製・観察の結果として得られた発明、考案、意匠、商標及び回路配置をいう。
- 二 特許等 発明等に関する特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録及び回路配置利用権の設定登録(外国におけるこれらの制度に相当するものを含む。)をいう。
- 三 特許等を受ける権利 発明等に関する特許等を受ける権利(外国において特許等を受け

る権利を含む。)をいう。

- 四 特許権等 発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び回路配置利用権（外国におけるこれらの権利に相当するものを含む。）をいう。
- 五 プログラム等著作物 本作製・観察の過程において、又は本作製・観察の結果として得られたプログラム及びデータベースの著作物をいう。
- 六 ノウハウ 本作製・観察の過程において、又は本作製・観察の結果として得られた営業秘密その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、秘密として管理され、かつ、公然と知られていないものをいう。
- 4 この約款において、「研究成果」とは発明等、プログラム等著作物、ノウハウ及び利用の過程において、又は結果として得られた有体物その他の技術的成果をいい、登録設備等を利用して得られたデータ（以下「本件データ」という。）を除く。

（遵守事項）

第3条 利用者は、ナノ構造造形支援運営委員長（以下「委員長」という。）の指示を遵守しなければならない。

（利用の申込）

第4条 利用者は、別に定める利用課題申請書を提出しなければならない。ただし、利用課題申請書が定められていない場合は、以下の事項を明示して委員長宛てに申込みを行うことができる。

- 一 利用者全員の氏名、所属、連絡先等
- 二 研究課題の概要
- 三 利用を希望する登録設備等の名称等又は登録設備等の利用の目的
- 四 役務提供、技術補助及び技術代行の希望の有無及び希望する場合の支援内容（以下「支援内容」という。）
- 五 利用にあたっての遵守事項の承諾
- 六 利用開始予定日、利用終了予定日
- 七 その他の必要となる利用条件

（役務提供、技術補助及び技術代行）

第5条 利用者は、利用申込の受理の際に通知される利用条件に従い、本学教職員の役務（技術相談、技術代行、技術補助）の提供を受けることができる。

（データの取扱い）

第6条 利用者は、本件データを自由に利用できる。

(研究成果の帰属)

- 第 7 条 本学は、利用者に代り、登録設備等などを用いて作製・観察を行う場合において、本学の研究者が研究成果を得たときは、当該研究者から当該研究成果に関する権利を取得する。ただし、当該研究者の得た研究成果中のプログラム等に関する著作物であって、本学の規則により職務著作とされないものについては、この限りでない。
- 2 利用者は自己の研究者が研究成果を得たときは、当該研究者から当該研究成果に関する権利を自己に承継又は帰属させる。
 - 3 本学又は利用者は、自己の研究者が研究成果を得た場合において、当該研究者から当該研究成果に関する権利を取得したときは、これを相手方に通知し、かつ、次項の規定に従い、当該研究成果の帰属を決定する。
 - 4 本学の研究者又は利用者の研究者が単独で得た研究成果は、それぞれ本学又は利用者の単独所有とし、また、本学の研究者及び利用者の研究者が共同して得た研究成果は、本学及び所属機関の共有とする。

(研究成果の譲渡)

- 第 8 条 前条第 4 項の規定により、研究成果が本学の単独所有とされた場合又は研究成果が本学と利用者の共有とされた場合において、利用者が希望するときは、本学は、当該研究成果又はその持分の権利を放棄する。
- 2 利用者は、登録設備等などを用いて作製した試料の譲渡によって利益を得ることを禁止される。

(直接使用)

- 第 9 条 前 2 条の規定は、利用者が、自ら登録設備等などを直接使用して、自己の用意する試料の構造を作製・観察するに際して生ずる研究成果の取扱いの場合に準用する。

(特許等の出願)

- 第 10 条 本学及び利用者は、本学の研究者又は利用者の研究者が単独で得た発明等に関し、特許等の出願をし、特許権等を維持しようとするときは、それぞれ単独で、当該特許等の出願及び特許権等の維持のための手続を行う。この場合、本学及び利用者は、それぞれ当該特許等の出願及び特許権等の維持に要する費用を負担する。ただし、本学又は利用者は、当該発明等に関する特許等を受ける権利を相手方から承継したときは、自己の費用負担において単独で特許等の出願を行う。
- 2 本学及び利用者は、本学の研究者及び利用者の研究者が共同して得た発明等に関し、特許等の出願をし、特許権等を維持しようとするときは、本学及び利用者が共同して、当該特許等の出願及び特許権等の維持のための手続を行う。この場合、本学及び利用者は、本学と利用者との間において別に締結する特許等の共同出願に関する契約において、特

許等を受ける権利及び特許権等に対する持分の割合、特許等の出願及び特許権等の維持に要する費用の負担その他当該発明等の取扱いに関する事項を定める。

ただし、本学又は利用者は、当該発明等に関する特許等を受ける権利を相手方から承継したときは、自己の費用負担において単独で特許等の出願を行う。

- 3 前項に規定する発明等に関する外国における特許等の出願及び特許権等の維持の要否については、本学及び利用者が協議の上、これを決定する。

(研究成果の利用)

第 11 条 本学が単独で所有する研究成果及び本学と利用者が共有する研究成果の利用については、本学及び利用者が協議の上、これを決定する。

(情報の取扱い)

第 12 条 利用者は、利用の結果得られた情報（秘密情報を含む。）の管理、保管、消去等を自ら行う。

- 2 利用者が第 3 条に定めた遵守事項に違反した場合若しくは違反していると本学が信じるに足る相当の理由がある場合、本条第 4 項に反して利用の目的（以下「本目的」という。）以外で秘密情報の利用を行った場合、第 5 項に該当する場合又は登録設備等の管理運営等に関する特段の必要があると本学が認める場合は、本条の定めに関わらず、利用者は、本学の求めに応じて、全ての必要な情報を本学に開示しなければならない。
- 3 秘密情報の受領者（以下「受領者」という。）は、秘密情報を第三者に対して開示し又は提供することはできない。ただし、本目的を達するためであって、開示者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。受領者が開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示又は提供する場合は、受領者は本約款において自己が負うのと同様の秘密保持義務を当該第三者に課すものとする。
- 4 受領者は、秘密情報を本目的以外のいかなる目的にも利用することはできない。また、本目的以外の目的のために秘密情報の全部又は一部を複製することもできない。なお、相手の秘密情報を利用して発明等又はプログラム等著作物を創製することは本目的にはならない。
- 5 受領者は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づく開示を命じられた場合は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。
 - 一 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること。
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 三 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。
- 6 受領者は、本目的に携わる各々の教職員又は役員（以下「役職員」という。）に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、当該情報が秘密を保持すべき事項であることを明示する。

- 7 受領者は、自己が本約款に基づき負うと同様の義務を前項の開示に係る役職員が負うことにつき、一切の責任を負う。
- 8 本学と利用者は互いに、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしない。

(事故補償の免責等)

第 13 条 本学は、利用者の故意又は過失により発生した利用中の事故による負傷等に対する補償は行わない。

- 2 本学は、登録設備等の故障等により生じた利用者の損害及び利用の中止を命じた場合の利用者の損害を賠償する責任を負わない。
- 3 本学は、利用者が持ち込んだ試料等の滅失又は毀損に対しては、大学の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わない。
- 4 利用者は、登録設備等の利用によって第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、本学は当該紛争に関して一切責任を負わない。
- 5 利用者の故意又は本約款に反する行為によって、登録設備等の破損など、本学に損害を与えた場合には、利用者が連帯して弁償を命ずる。利用者が個人の資格で利用する場合、その所属機関が利用者と連帯して責任を負う。

(約款の有効期間及び利用終了後の措置)

第 14 条 この約款の有効期間は、第 4 条に定める利用の申込を本学が受理した日から、利用期間が終了した日（以下「利用終了日」という。）までとする。ただし、本約款中、第 12 条第 3 項の規定は、利用終了日以降 5 年間有効とし、第 13 条の規程は利用期間終了後も有効とする。

(約款の変更等)

- 第 15 条 本学が必要と判断する場合、利用者へ事前に通知することなく、登録設備等の利用の提供の内容の一部又は全部を変更、停止、中止又は終了させることができる。
- 2 本学が前項の規定により本約款又は登録設備等の利用内容を変更、停止若しくは中止または終了させた場合にも、利用者に対しては一切責任を負わない。

(準拠法、裁判管轄)

第 16 条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、特段の定めのない限り日本国法に準拠する。

- 2 本約款、登録設備等の利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人である利用者の住所地が日本国外にあるとき又は法人である利用者の本店所在地が日本国外にあるときは、利用者及び大学の約款又は登録設

備等の利用に関する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「仲裁協会」という。）において、当該機関の仲裁規則に基づく仲裁によってのみ解決されるものとする。その仲裁判断は終局的なものであり、利用者と本学双方に対して拘束力を持つものとする。仲裁に要する費用（代理人・弁護士費用を含む）の負担は、仲裁判断又は仲裁協会の決定によるものとする。

（法令遵守）

第17条 利用者は、利用、研究成果及び本件データの利用に際して、本規程、その他の関係する本学規程、並びに関係法令を遵守する。

附 則

この約款は、令和5年4月1日から適用する。